

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づく、各種申請、届出にともなう受付等の法定受託事務 ①被保険者の資格管理 ②年金受給にともなう裁定請求等受付 ③国民年金保険料の免除等申請受付 ④日本年金機構(年金事務所)への異動報告、所得情報提供などの進達 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する事務 年金生活者支援給付金の支給に関する事務 標準準拠システムへの移行(令和7年1月14日切替) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の住民情報系システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行した(令和7年1月14日)。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目は変更となるが、事務、システム構成及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 社会保険オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金資格情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表の46項・116項・128項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2・第59条・第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市市民部保険年金課国民年金係 電話048-524-1111 内線277
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	保険年金課 鯨井 敏朗	保険年金課 高柳 勤	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市市民部保険年金課国民年金係 電話048-524-1111 内線277	事後	本市全体の対応のため
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年10月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課 高柳 勤	課長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)国民年金被保険者ファイル (2)宛名情報ファイル	(1)国民年金資格情報ファイル	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 3. 特定個人情報ファイル名	1. 番号利用法第9条第1項 別表第一の31項	1. 番号利用法第9条第1項 別表第一の31項 2. 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	事後	
平成30年10月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づく、各種申請、届出にともなう受付等の法定受託事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②年金受給にともなう裁定請求等受付 ③国民年金保険料の免除等申請受付 ④日本年金機構(年金事務所)への異動報告、所得情報提供などの進達	国民年金法に基づく、各種申請、届出にともなう受付等の法定受託事務 ①被保険者の資格管理 ②年金受給にともなう裁定請求等受付 ③国民年金保険料の免除等申請受付 ④日本年金機構(年金事務所)への異動報告、所得情報提供などの進達 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する事務 年金生活者支援給付金の支給に関する事務	事前	法改正のため
平成31年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第1項 別表第一の31項 2. 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	番号利用法第9条第1項 別表第一の31項・83項・95項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2・第59条・第68条の2	事前	法改正のため
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	「IV リスク対策」の追加	事後	特定個人情報保護評価の基礎項目評価書の様式変更
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年5月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の31項・83項・95項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2・第59条・第68条の2	番号利用法第9条第1項 別表の46項・116項・128項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2・第59条・第68条の2	事前	改正番号利用法対応(令和6年5月27日施行)のための修正
令和6年5月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年5月24日 時点	事前	改正番号利用法対応(令和6年5月27日施行)のための修正
令和6年5月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年5月24日 時点	事前	改正番号利用法対応(令和6年5月27日施行)のための修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	標準準拠システムへの移行(令和7年1月14日切替予定) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の住民情報システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行する(令和7年1月14日の予定)。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目は変更となるが、事務、システム構成及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。	事前	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づくシステム標準化対応のための再評価(標準準拠システムへの切替予定日: R7.1.14)
令和6年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 社会保険オンラインシステム	事後	現状に合わせた修正
令和6年11月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年5月24日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づくシステム標準化対応のための再評価(標準準拠システムへの切替予定日: R7.1.14)
令和6年11月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年5月24日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づくシステム標準化対応のための再評価(標準準拠システムへの切替予定日: R7.1.14)
令和6年11月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	選択:「十分である」 判断の根拠:「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守している。	事前	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づくシステム標準化対応のための再評価(標準準拠システムへの切替予定日: R7.1.14)
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	標準準拠システムへの移行(令和7年1月14日切替予定) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の住民情報システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行する(令和7年1月14日の予定)。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目は変更となるが、事務、システム構成及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。	標準準拠システムへの移行(令和7年1月14日切替) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の住民情報システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行した(令和7年1月14日)。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目は変更となるが、事務、システム構成及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。	事後	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づくシステム標準化対応が完了したため
令和7年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年5月30日	II しいき値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	しいき値判断結果の変更のため
令和7年5月30日	III しいき値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	しいき値判断結果の変更のため